

特許庁委託事業
模倣対策マニュアル

香港編

2014年3月



JETRO

第5節 営業秘密保護

序

香港では、営業秘密は、特定の制定法ではなく、コモン・ローの下に保護される。機密情報および営業秘密は、契約上の規定のない場合にも、保護を受けることができる。営業秘密は、機密企業情報の一種である。営業秘密には、発明、製造方法又は流通方法を含めることができる。営業秘密は、この秘密情報が往々にして企業に競争優位を与えると同時に、競合者に漏洩した場合その事業に深刻な損害を与える恐れがあるため、企業にとって極めて価値がある場合が多い。

1 保護規準と制限

営業秘密として保護を受けるために、登録する必要はない。
保護を受けるために、当該情報は以下の要件を満たさねばならない:

- 必要な機密性をもつこと、即ち、その情報が一般に知られてはならないこと。
- 当該情報に商業的価値が備わっていること、情報を機密保持するために然るべき措置が講じられていること、並びに
- 当該情報は、信頼義務（黙示または明示いずれか）を含意する状況の下で伝達されていたにちがいないこと。信頼義務違反を知らながら情報を受領した第三者から情報を受領する者も信頼義務を負うこと。

但し、信頼義務に違反した者は、公益のための開示であることを示される場合には、抗弁できる。

信頼義務違反訴訟において勝訴した場合、営業秘密情報の保有者は不当利得の返還あるいは損害賠償請求を選択できる。

2 営業秘密の有利・不利

知的財産として営業秘密を保護する利点とは:

- 保護期間が限定されない。営業秘密は当該情報が秘密保持される限り保護される。
- 保護を獲得する上で出願料が不要で、遅滞がない。
- 営業秘密は、それが特許性のある発明の要件を満たさない又は特許性のある対象ではない場合に、保護できる。

反面、情報を営業秘密として保護するデメリット、特に当該秘密情報に特許性のある場合とは:

- 当該秘密が一製品に化体されている場合、第三者はそれを調べ分析し、当該営業秘密を見つけることができる。このようなことが起こった場合、営業秘密は排他的情報使用権を与えるものでないため、その情報を営業秘密として使用することのできる者への制限はない。
- 当該情報を秘密保持することを担保する継続的義務が発生する。
- 特許よりも営業秘密の権利行使のほうが難しい。

[特許庁委託]

模倣対策マニュアル香港編

[著者]

Bird & Bird

Matthew Laight

David Allison

[発行]

日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財産部 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

TEL:03-3582-5198

FAX:03-3585-7289

2014 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が 2014 年 1 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではないことを予めお断りします。